

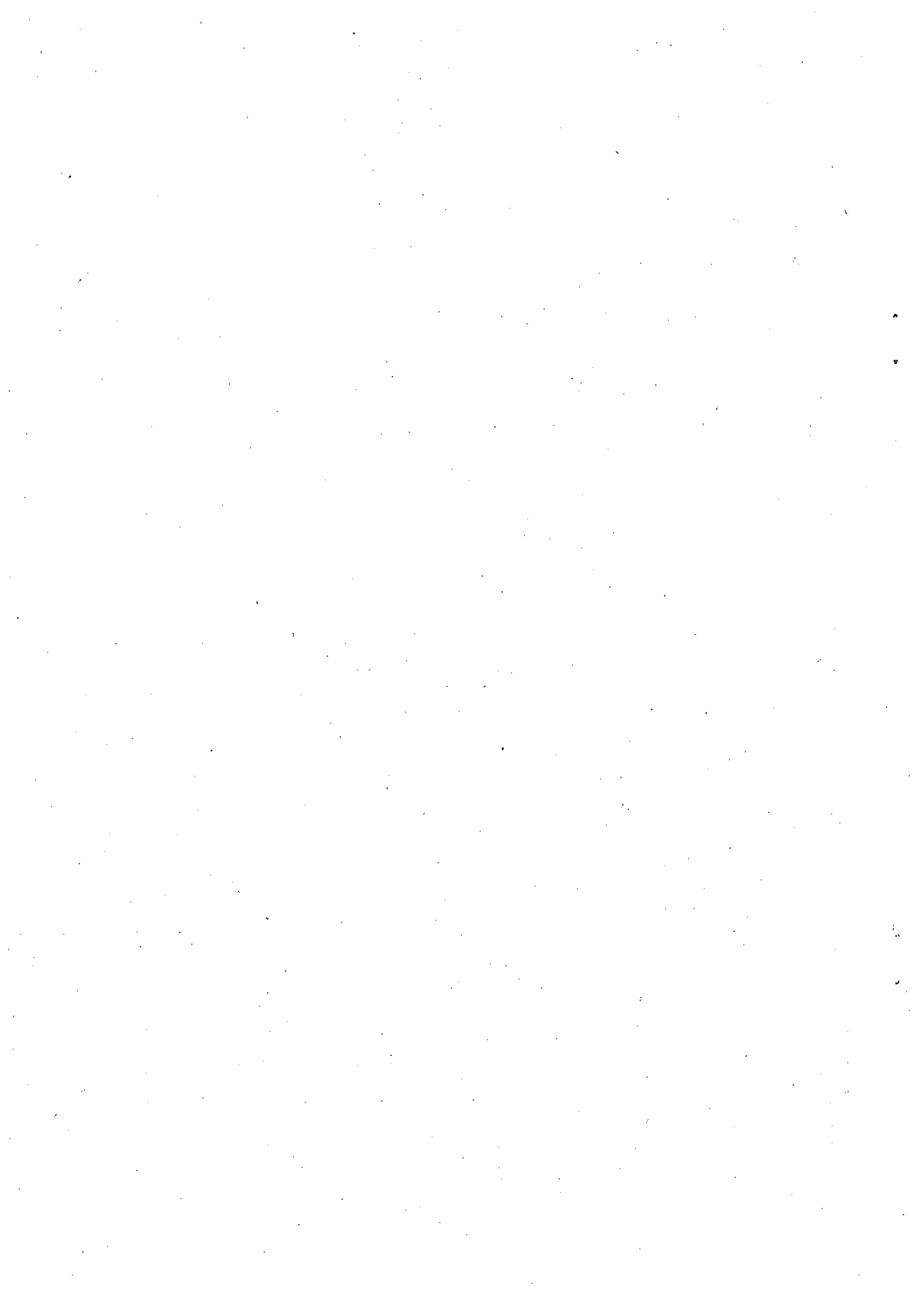
福祉生活病院常任委員会資料

(平成28年4月21日)

【 件 名 】

- 1 平成28年熊本地震に係る福祉保健部の対応について
(福祉保健課)・・・1
- 2 鳥取県アルコール健康障害対策推進計画の策定について
(障がい福祉課)・・・3
- 3 「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者の芸術文化活動
推進知事連盟」の設立について
(障がい福祉課)・・・5
- 4 えんトリーPR用ミニパンフレットにおける不適切な表現を受けた再発防止策に
ついて
(子育て応援課)・・・6
- 5 えんトリー(とっとり出会いサポートセンター)におけるマッチング
(1対1の出会い)の開始について
(子育て応援課)・・・7
- 6 保育士の配置基準の弾力化(鳥取県児童福祉施設に関する条例・鳥取県認定こども園
に関する条例の一部改正)に関するパブリックコメントの実施について
(子育て応援課)・・・8
- 7 鳥取県保育士・保育所支援センターの開所について
(子育て応援課)・・・12
- 8 鳥取県西部不妊専門相談センターの設置について
(子育て応援課)・・・13
- 9 児童虐待死亡事案検証報告及び今後の対応について
(青少年・家庭課)・・・15
- 10 「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」の第三次改訂について
(青少年・家庭課)・・・17

福 祉 保 健 部



平成28年熊本地震に係る福祉保健部の対応について

平成28年4月21日
福祉保健課

平成28年熊本地震に係る福祉保健部の対応状況について報告します。

1 医療支援体制について

4月16日 熊本地震医療救護支援対策本部を設置し、医療支援の総合的な調整を開始

4月16日 鳥取県DMAT調整本部を設置し、派遣調整を開始

(1) 鳥取DMAT（災害派遣医療チーム）の派遣

区分	チーム数	派遣期間	参集拠点
第1陣	4チーム 24名 (中病・鳥取赤十字・厚病・鳥大)	4月16日(土) ～19日(火)	熊本赤十字病院
第2陣	2チーム 13名 (中病・鳥大)	4月18日(月) ～21日(木)	阿蘇医療センター
第3陣	1チーム 5名 (厚病)	4月20日(水) ～23日(土)	阿蘇医療センター

※従事内容：患者搬送、避難所・救護所の巡回、避難所スクリーニング、病院の夜勤等を担当

(2) 保健師の派遣

派遣先	派遣人数	派遣期間	従事内容
御船町 (熊本県)	4名 〔看護師2名、 事務等2名〕	4月18日(月) ～24日(日)	被災者の健康相談、健康チェック、避難所の衛生対策等

※市町村保健師と連携し、今後も継続的に派遣

(3) 医療救護班の派遣

被災地への派遣要請に応じて対応できる体制を整備するよう、関係団体に要請・調整中

2 平成28年熊本地震避難被災者生活支援金の支給

鳥取県内に避難される被災者の方に、当面の生活費を支援金として支給することで、その方の生活再建を支援（4月20日（水）より申請受付開始）

※東日本大震災避難被災者生活支援金と同様の制度

【対象者】

平成28年熊本地震の一連の地震により居住していた住宅が損傷又はインフラの寸断などにより、長期にわたり自らの住家に居住できない世帯（者）で、鳥取県に

避難し、鳥取県内の賃貸借住宅等（公営住宅、民間賃貸借住宅等）又は親戚宅や知人宅、ホームステイなどで1ヶ月以上居住する世帯（者）

【支給額】

1世帯につき30万円（単身者15万円）

※ただし、親類宅や知人宅、ホームステイなどの場合は1世帯につき20万円（単身者の場合は10万円）

3 その他

(1) 義援金の受付

県において義援金募金箱を設置し、寄せられた義援金を日本赤十字社に贈呈

【設置期間】 4月17日（日）～5月末日（平日8：30～17：15）

※終期は当面の予定とし、被災地の状況により延長

※4月17日（日）は県庁のみ受付

【設置場所】 県庁（県民局）・八頭県土整備事務所・中部総合事務所地域振興局・西部総合事務所地域振興局・日野振興センター日野振興局
（5カ所：4月21日現在）

(2) 災害見舞金 30万円贈呈（4月17日）

鳥取県アルコール健康障害対策推進計画の策定について

平成28年4月21日
障がい福祉課

鳥取県では、平成26年6月に施行されたアルコール健康障害対策基本法（以下「法」という。）に基づき、「鳥取県アルコール健康障害対策推進計画」を平成28年3月24日に策定しました。今後は、当該計画に基づき、アルコール健康障害支援拠点の設置などの取り組みを順次進めていきます。

1 策定までの経過

H26. 6. 1	アルコール健康障害対策基本法施行
H26. 9. 5	アルコール健康障害対策を議論するための対策会議（附属機関）を編成
H26. 10. 2	第1回対策会議（アルコール健康障害対策にかかる現状・課題等を整理）
H27. 3. 2	第2回対策会議（県計画策定にあたっての論点整理）
H27. 9. 30	第3回対策会議（県計画（たたき台）について協議）
H28. 2. 4	第4回対策会議（県計画（案）について協議）
H28. 2. 24	常任委員会報告（パブリックコメント実施について報告）
H28. 2. 25～ H28. 3. 10	パブリックコメントを実施（意見2件（2名））
H28. 3. 17	常任委員会報告（パブリックコメント結果について報告）
H28. 3. 24	鳥取県アルコール健康障害対策推進計画策定

2 概要

(1) 位置付け

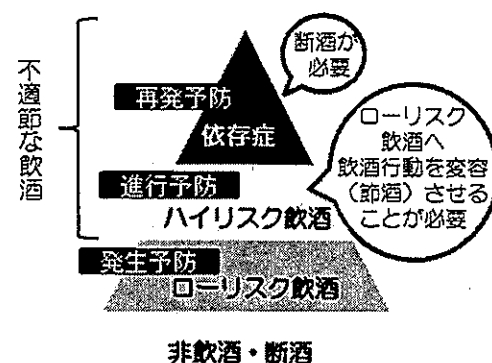
法第14条第1項に基づく「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」

(2) 計画期間

平成28年度から平成32年度まで（5年間）

(3) 計画の考え方

- 法第3条の基本理念に則り、アルコール健康障害の
 - ①発生予防（1次予防）、②進行予防（2次予防）、
 - ③再発予防（3次予防）の各段階に応じた取組を行う。
- 毎年度、鳥取県精神保健福祉医療協議会（部会：鳥取県アルコール健康障害対策会議）で計画の進捗状況を確認。



【飲酒者の構造とその予防策】

(4) 内容

(1)～(8)の項目により編成。

項目	内容（概要）
(1) はじめに	法の成立～法成立後の県の取組
(2) 計画の位置付け	法における県計画の位置付け
(3) 計画期間	5年間（平成28～32年度）
(4) 計画の考え方	発生予防（1次予防）～進行予防（2次予防）～再発予防（3次予防）の各段階に応じた取組を行う。

(5) 本県の状況	①飲酒者の状況 ②アルコール依存症者の状況
(6) 中間目標 (H29年度)	①多量飲酒者の低減(成人男性…3%、成人女性…0.5%) ②未成年飲酒をなくす(0%) ③生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の低減(成人男性…9%、成人女性…5%)
(7) 取組の方向性	①アルコール健康障害支援体制の強化 ②各段階(発生予防、進行予防、再発予防)に応じたアルコール健康障害対策の実施
(8) 取組の具体的内容	①「アルコール健康障害支援拠点」の設置
	②発生予防(1次予防) ・教育の振興等(小学校～大学まで) ・不適切な飲酒への対策(酒販店等での啓発、未成年飲酒対策、不適切な飲酒が招く問題への対策) ・普及啓発(啓発活動の実施) ・人材の確保等(アルコール健康障害普及啓発相談員の育成) ・調査・研究等の推進(各圏域での関係者会議の開催)
	③進行予防(2次予防) ・アルコール医療の推進と連携強化(精神科医とかかりつけ医等) ・健康診断及び保健指導(早期の介入、従事者の育成) ・飲酒運転対策、自死対策との連携 ・相談支援の充実(相談機能の強化、家族教室の開催、民生委員等への研修) ・人材の確保等(アルコール健康障害普及啓発相談員の育成) ・民間団体の活動支援(断酒会等の活動支援) ・調査・研究等の推進(各圏域での関係者会議の開催)
	④再発予防(3次予防) ・アルコール医療の推進と連携強化(精神科医とかかりつけ医等) ・社会復帰の支援 ・相談支援の充実(相談機能の強化、民生委員等への研修) ・人材の確保等(アルコール健康障害普及啓発相談員の育成) ・民間団体の活動支援(断酒会等の活動支援) ・調査・研究等の推進(各圏域での関係者会議の開催)

「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた 障がい者の芸術文化活動推進知事連盟」の設立について

平成28年4月21日
障がい福祉課

2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた文化プログラムの中で障がい者の芸術文化活動を振興していくため、都道府県の有志の首長で構成する「知事連盟」を設立しました。

1 知事連盟の設立記者会見の概要

1 開催日 平成28年3月30日(水)

2 場所 都道府県会館 101大会議室

3 出席者

- ・遠藤利明 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣
- ・布村幸彦 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会副事務総長
- ・知事(鳥取県)、副知事(東京都、長野県、三重県、滋賀県、岡山県、宮崎県) ※7都県

4 概要

・遠藤大臣の挨拶骨子

「東京オリンピック・パラリンピックを成功させるだけでなく、共生社会実現のきっかけにしたい。こうした活動が全国に広がり、日本の文化の力をあらためて世界に発信してほしい。」

・布村副事務総長の挨拶骨子

「障がい者の芸術文化活動は極めて大きな意味のある活動であり大きく推進する機会になってほしい」

・平井鳥取県知事の挨拶骨子(発起人挨拶)

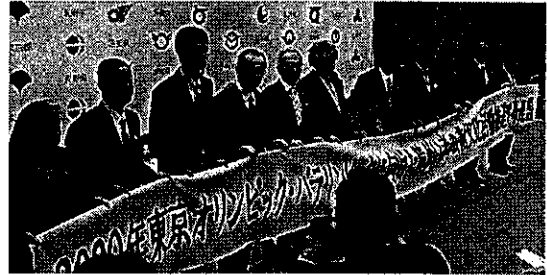
「障がい者の芸術文化が花開く日本を世界に訴えていくムーブメントにしたい。」

・記者会見会場内において、障がい者の音楽発表を行った。

※第12回ゴールドコンサートグランプリ受賞者 DJ Yuta & Yuichi

・会場内でアール・ブリュット作品展を同時開催して、遠藤大臣、布村副事務総長、マスコミ関係者等に作品を観覧していただいた。(作品数:約100点)

・出席したマスコミ関係は30社。



2 知事連盟の概要

1 目的 2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた文化プログラムの中で、障がい者の芸術文化活動を振興するため、首長で構成する「知事連盟」を立ち上げ、障がい者芸術文化の祭典の全国的連携開催に向けた取組を強力に推進する。

2 加盟都県 宮城県、福島県、東京都、長野県、三重県、滋賀県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、高知県、宮崎県(以上13都県からスタート)

3 取組 ①全国規模のムーブメント(舞台芸術祭や、アール・ブリュットなどをはじめとした美術作品展を全国持ち回り開催)
②各都県の障がい者芸術文化振興施策のブラッシュアップ
③障がい者芸術文化振興に係る提案・要請活動

4 今後の予定

・知事連盟は13都県でスタートしたが、趣旨に賛同する他の道府県があれば、今後加入していただくこととしたい。

・リオデジャネイロパラリンピックが平成28年9月18日に終了するため、10月頃に鳥取県において知事連盟としてのキックオフイベントを開催することを検討する。

えんトリーPR用ミニパンフレットにおける不適切な表現を受けた再発防止策について

平成28年4月21日
子育て応援課
女性活躍推進課
人権・同和対策課

県から法人会連合会に運営を委託している「えんトリー(とっとり出会いサポートセンター)」において、1対1の出会い事業をPRするため作成したミニパンフレットについて、一部不適切な表現がありました。当該パンフレット(初版パンフレット)は、2月中旬から約2,000箇所配布しましたが、現在は、不適切な表現は削除及び訂正した上で、登録者が一定数に達し1対1のマッチングを開始したことを追記した改訂版を作成・配布しています。

また、不適切な表現のあった初版パンフレットについては、訪問して配布した501施設のうち420施設(4月19日現在)から回収し、引き続き、訪問回収及び手にされた個人の方からの回収を呼びかけているところです。

1 不適切表現の内容

県民の方から、「結婚相手に求める条件」という欄に記載されている以下の内容が、男性の視点で記載されており、表現が偏っていると指摘されました。

- (指摘された表現) 「結婚相手に求める条件」欄中
- ・(男性が女性に求めているものとして) 男性をたててくれる
 - ・女性は元々受け身の性 等

2 経過

時期	内容
2月中旬	ミニパンフレットの作成・配布(約2,000箇所 約10,000部)
3月10日	県民の方(1名)から当該ミニパンフレットの表現について指摘
3月25日	改訂版ミニパンフレット作成(約20,000部) ※初版パンフレットの送付先(約2,000箇所)には、改訂版を送付し、初版の廃棄を依頼。
4月13日	報道を受けて、初版パンフレットの回収を決定し、HPで呼びかけ開始
4月14日	初版パンフレットの訪問回収を開始

3 初版パンフレットの回収

(1) 配布施設向け

訪問配布した施設(飲食業、美容院等)は、えんトリーの職員3名、県職員3名が再訪問し、法人会連合会の会議等において配布した施設は法人会連合会において回収。残部があれば回収することとし、改訂版を再配布。

(2) パンフレットを手にされた個人向け

えんトリー及び県のホームページにおいて、「初版を回収している」旨を広報し、着払いによる郵送または東部・西部のえんトリーへお持ちいただくよう呼びかけ。

(3) 4月19日現在の回収部数 3,793部(訪問回収:1,577部、法人会回収:2,214部、自主返還:2部)

4 今後の取組

今回の事案を受け、4月13日に鳥取県男女共同参画行政推進会議(座長:副知事)を開催し、再発防止に向けた対応について、次のとおり周知徹底した。

- (1) 既存の行政広報物(委託先作成のものを含む)の再点検の実施
- (2) 今後作成する行政広報物の事前チェックの徹底
- (3) 「鳥取県広報物ガイドライン」の見直しの実施
- (4) 県職員等への幅広い人権感覚を磨くための研修の実施

えんトリー（とっとり出会いサポートセンター）における マッチング（1対1の出会い）の開始について

平成28年4月21日
子育て応援課

えんトリー（とっとり出会いサポートセンター）については、平成27年12月13日から会員申込を受け付けていたところですが、このたび申込者数が1,000人を超え、今後本格的にマッチング事業を開始します。

1 開所以降の経緯

日付	内容
H27. 12. 13	開所に先駆け、とっとり婚活必勝フスタ会場(米子市公会堂)にて仮登録開始
H27. 12. 16	鳥取センターにおいて開所式を開催
H28. 1. 20	本登録受付開始
H28. 2. 20	第1回倉吉出前登録会(於:倉吉体育文化会館)
H28. 3. 15	市町村結婚支援担当者・とっとり婚活サポーター向け研修会の開催
H28. 3. 16	えんトリー登録者及び法人会会員向けセミナーの開催
H28. 3. 20	第2回倉吉出前登録会(於:倉吉未来中心)
H28. 3. 29	プロフィール閲覧開始
H28. 4. 23	第3回倉吉出前登録会(於:倉吉未来中心)

2 入会申込状況 (H28. 3. 31 時点)

申込人数 1,145人(メールアドレス登録者)

うち本登録・仮登録完了者 899人(男性:541人 女性358人)

(参考) とっとり元気づくり総合戦略におけるKPI

項目	現状	目標
1対1の出会いの場「とっとり出会いサポートセンター(仮称)」による成婚数	-	80組 (H27~H31年度)

※会員登録目標数 1,000人(H27~H31年度) 300人(H27)

【参考】

(1) えんトリーの概要

所在地	鳥取センター:鳥取市本町2-123 三井生命保険鳥取ビル1F 米子センター:米子市加茂町2-180 国際ファミリープラザ4F ※その他地域は出前登録会等の開催により対応
開所時間	火曜日~木曜日(10時~20時) 土曜日・日曜日・祝日(10時~18時)
休業日	月曜日、金曜日、年末年始(12月29日~1月3日)
入会登録料	10,000円(2年間有効) ※但し、H28.3.31までに入会した場合は1年間無料
職員配置	7名(鳥取4名←うち1名センター長、米子3名)
事業受託者	一般社団法人鳥取県法人会連合会
名称の由来	「鳥取で縁」を結ぶ、「縁にtry」する、幸せな結婚生活の「入り口」になる

(2) 登録から交際までの流れ

- ① 電子メールにより入会申込み
- ② 会員仮登録(携帯電話又はパソコンにより、センターへの来所日を予約。)
- ③ 会員登録(センター来所の上、必要書類を提出し登録。)
- ④ プロフィールの検索・閲覧(来所し、会ってみたい相手を検索)
- ⑤ 相談員が引き合わせの日程を調整
- ⑥ 1対1での引合せ(相談員が同席 ※茶菓代、相談員交通費は会員負担(2,000円程度/会員))
- ⑦ 交際の意思確認(相談員が双方の交際の意思を確認後、連絡先等を伝える。)
- ⑧ 交際スタート

保育士の配置基準の弾力化（鳥取県児童福祉施設に関する条例・鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正）に関するパブリックコメントの実施について

平成28年4月21日
子育て応援課

全国的な保育士不足を背景に、国において保育士・保育教諭の配置基準を弾力化する特例措置が示されたが、鳥取県でこの基準を弾力化するためには、鳥取県の条例（鳥取県児童福祉施設に関する条例・鳥取県認定こども園に関する条例）を改正する必要があると、これらの条例の改正を行う予定としています。

については、県民の皆さまから、これらの条例の改正についての意見をいただくよう、次のとおりパブリックコメントを実施しています。

- 1 募集期間 平成28年4月6日（水）～平成28年4月26日（火）
- 2 応募方法 郵送、ファクシミリ、電子メール、意見箱（県庁県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館に設置）、市町村窓口

3 パブリックコメントの内容（改正イメージは、別紙のとおり）

年度中途の待機児童（※1）が解消されるまでの当面の措置として次の特例を設けます。

(1) 朝夕等の児童が少数となる時間帯の弾力化

保育士は最低2人の配置を求めています。朝夕等の児童が少数である時間帯においては、保育士のうち1名を保育士資格を有しない一定の者（※2）をもって代えることを可能とします。

(2) 幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用

保育士と近接する職種である幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭（※3）を、基準上必要となる保育士数（※4）の3分の1を超えない範囲で、保育士に代えて活用可能とします。

(3) 保育実施に当たり必要となる保育士の弾力化

11時間開所8時間労働としていることなどにより、基準上必要となる保育士数（※4）を上回って配置している保育士については、保育士資格を有しない一定の者（※2）をもって代えることを可能とします。

（※1）鳥取県では、平成18年度以降、4月1日時点の待機児童は発生していないが、年度中途の10月1日時点においては毎年数十人の待機児童が発生しています。（H25 74人、H26 89人、H27 56人）

（※2）「保育士資格を有しない一定の者」とは、当該施設等で十分な業務経験を有する者、子育て支援員研修修了者等を想定しています。

（※3）幼保連携型認定こども園の職員は幼稚園教諭の資格を有しているため、幼保連携型認定こども園では小学校教諭と養護教諭を活用可能とします。

（※4）基準上必要となる保育士数は、次の表により算定します。

区分	配置基準（児童数：保育士数）
0歳児	3：1
1歳児・2歳児	6：1
3歳児	20：1
4歳児以上	30：1

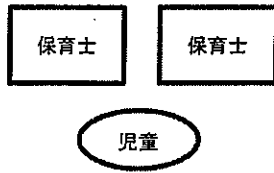
- 4 施行期日 公布の日（平成28年6月中を予定）
- 5 市町村及び私立保育所等からのアンケート結果 別添のとおり

【別紙】保育士の配置基準の弾力化のイメージ

(1) 朝夕等の児童が少数となる時間帯の弾力化

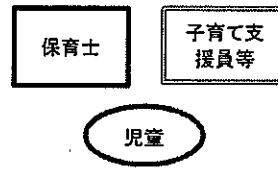
【現行】

朝夕等の児童が少数になる時間帯であっても最低2名の保育士を配置する必要あり



【改正後】

基準上必要となる保育士が1名である場合に限り、保育士のうち1名を、保育士資格を有しない一定の者(子育て支援員等)に代えることが可能



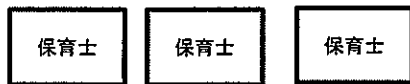
(2) 幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用

【現行】

基準上必要となる者は、全て保育士を配置する必要

(例)0歳:3人、3歳:20人、5歳:30人である施設

↓
保育士3名の配置が必要

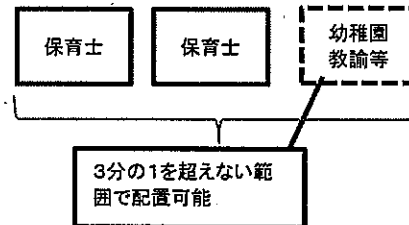


【改正後】

基準上必要となる保育士数の3分の1を超えない範囲で、保育士と近接する職種である幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を代えることが可能

(例)0歳:3人、3歳:20人、5歳:30人である施設

↓
保育士2名+幼稚園教諭等1名の配置が可能



(3) 保育実施に当たり必要となる保育士の弾力化

【現行】

11時間開所している場合であっても、全ての時間帯において基準上必要となる保育士を配置しなければならない。

(以下の例は、基準上3名必要な場合。8時間労働においては、3名を上回る保育士を配置する必要がある。)

	7:30	18:30
保育士 A	[Solid bar]	
保育士 B		[Solid bar]
保育士 C	[Solid bar]	
保育士 D		[Solid bar]
保育士 E	[Solid bar]	
保育士 F		[Solid bar]

【改正後】

基準上必要となる保育士数を上回って配置している保育士については、保育士資格を有しない一定の者(子育て支援員等)をもって代えることが可能。

(左記の例において、基準上必要な3名を上回る保育士については、各時間帯に必要な保育士数の3分の1を超えない範囲で子育て支援員等の活用が可能。)

	7:30	18:30
保育士 A	[Solid bar]	
保育士 B		[Solid bar]
子育て支援員等A	[Solid bar]	
子育て支援員等B		[Solid bar]
保育士 C	[Solid bar]	
保育士 D		[Solid bar]

市町村及び私立保育所等からのアンケート結果について

全国的な保育士不足を背景に国において保育士配置基準を緩和する省令改正が告示されたことに伴い、これに連動した県条例（鳥取県児童福祉施設に関する条例、鳥取県認定こども園条例）の改正の是非を判断するため、県内市町村及び各施設へアンケートを実施したところ、結果は以下のとおり。

1. アンケート概要

- (1) 対象 : 県内の市町村及び私立保育所等（保育所 68 施設、認定こども園 13 施設）
- (2) 回答 : 市町村 19（100%）、私立保育所等 55（67.9%）
- (3) 調査期間：平成 28 年 2 月 25 日～平成 28 年 3 月 15 日
- (4) 調査様式：別紙「保育士の配置基準の緩和に関するアンケート調査」のとおり

2. アンケート結果

(1) 集計結果

要件緩和の項目	区分	賛成	反対	中立	賛成割合 (※)	無回答
①朝夕等の児童が少数となる時間帯の弾力化	市町村	17	2	0	89.5%	0
	私立保育所等	36	18	1	67.3%	26
②幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用	市町村	18	0	1	100%	0
	私立保育所等	39	12	4	78.2%	26
③保育実施に当たり必要となる保育士の弾力化	市町村	16	2	1	89.5%	0
	私立保育所等	34	19	2	65.5%	26

※中立（賛成・反対のどちらでもない）の回答も含む。

(2) 各項目に関する主な意見

①朝夕等の児童が少数となる時間帯の弾力化について

（賛成意見）

- ・保育士の勤務ローテーションが緩和され、勤務の負担軽減となるとともに、日中の子どもの多い時間帯の保育に手厚い配置ができる。
- ・保育士確保が困難である現状において、早朝、夕刻の人材確保がしやすくなる。

（反対意見）

- ・早朝及び延長時間は、児童が不安定になりやすい時間帯であり、視診・保護者からの伝達事項を把握する等、専門性が必要である。

②幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用について

（賛成意見）

- ・保育士有資格者確保が厳しい中、近接する職種の活用が認められることはありがたい。採用時にも人員配置の選択肢を増やすことにつながる。
- ・多様な者が加わることは、お互い刺激になり良い効果を生む。小学校教諭は保小の接続の観点からその役割は大きく、小1プロブレムへの対応に効果が期待できる。

（反対意見）

- ・幼稚園教諭は賛成であるが、小学校教諭には反対。小学校教諭は、乳児保育や養護等の分野に専門性がない。

③保育実施に当たり必要となる保育士の弾力化について

（賛成意見）

- ・保育士の負担軽減につながるるとともに、事務時間の確保や研修への参加がしやすくなる。
- ・人員配置について柔軟な対応が可能となるため、人員不足の解消に効果がある。

（反対意見）

- ・事故等があった場合の責任や質の低下を懸念。

保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめ【平成27年12月4日】

(待機児童を解消し、受け皿拡大が一段落するまでの緊急的・時限的な対応)

①朝夕の保育士配置の要件弾力化

- 保育士最低2人配置要件について、本年度に限り特例的に弾力化し、朝夕の児童が少数である時間帯において、保育士1名に代え、保育士資格を有しない一定の者等(※1)を配置することを許容している(地方分権の提案を受けて実施)。

【対応前】

	7:00~8:30	8:30~17:30	17:30~20:00
保育士A			
保育士B		18:00	
保育士C			
保育士D		17:50	



【対応後】

	7:00~8:30	8:30~17:30	17:30~20:00
保育士A			
保育士B		18:00	
保育士C			
保育士D		17:50	
無資格E			
無資格F			

※1 保育士資格を有しない一定の者等については、①保育士資格を有しないが当該施設等で十分な業務経験を有する者、②子育て支援員研修を修了した者、③家庭的保育者 等

- 平成28年度以降については、省令を改正することにより、引き続き実施する。

②幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用

- 保育士と近接する職種である幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を、一定範囲内(※2)で保育士に代えて活用できることとする。

※2 幼稚園教諭等と他の保育士以外の資格取得者合計数が、省令上必要な保育士数の3分の1を超えない範囲内に限る

③研修代替要員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化

- 11時間開所8時間労働としていることなどにより、認可の際に最低基準上必要となる保育士数(例えば15名)を上回って必要となる保育士数(例えば15名に追加する3名)について、保育士資格を有しない一定の者等(※3)を活用可能とする(公定価格上は、研修代替要員等(※4)の要件を弾力化)。

※3 ①における要件に加え、保育士資格取得を促していく

※4 研修代替要員や年休代替要員、休憩保育士 等

鳥取県保育士・保育所支援センターの開所について

平成28年4月21日

子育て応援課

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、各市町村において小規模保育事業所の開設や定員拡大等の保育ニーズの受け皿拡大が進んでおり、保育士需要が一層高まっていることから、各市町村及び各施設における保育士確保の取組を支援するため、「鳥取県保育士・保育所支援センター（※）」を設置し、潜在保育士等への就業支援を充実します。

※保育士・保育所支援センター

平成25年度より、制度創設（厚労省補助事業）された保育士の就職、再就職支援の窓口。

設置主体は、都道府県、政令市、中核市であり、平成27年4月時点で、全国で45ヶ所（34都道府県、11政令市・中核市）に設置されている。

1. 鳥取県保育士・保育所支援センターの概要

(1) 実施主体

県（(社)鳥取県社会福祉協議会（以下、「県社協」という）に委託）

(2) 設置場所

鳥取県福祉人材センター（鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター内）

(3) 主な事業内容

- ・保育士再就職支援コーディネーター（※1）による相談支援、巡回相談
- ・再就職支援研修、職場研修、就職説明会の実施
- ・福祉人材センターやハローワークと連携した保育所等とのマッチング
- ・潜在保育士向けの就職準備金（※2）の貸付、求人情報や研修情報の案内等

※1 保育士再就職支援コーディネーターは、県内の私立保育所で一定の勤務経験を有する者を配置している。

※2 保育士として保育所等に勤務することが決定した潜在保育士に対し、就職準備金（上限20万円）や保育料の一部（保育料の半額（月額27,000円、1年間を限度））を貸付。
2年以上保育所等に勤務した時は、返還免除となる。

2. 開所式について

以下のとおり開所式を行い、同センターをPRする。

【鳥取県保育士・保育所支援センター開所式の概要】

(1) 日時

平成28年4月25日（月） 10時～10時40分

(2) 場所

鳥取県保育士・保育所支援センター
（鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター内）

(3) 出席者

県、県社協、保育関係者（鳥取県子ども家庭育み協会）等

(4) 当日の主な内容

挨拶、業務説明、看板設置、内覧（相談コーナーや求人情報コーナー等）

鳥取県西部不妊専門相談センターの設置について

平成28年4月21日
子育て応援課

不妊や不育症に関する様々な悩みに対応するため、平成11年度から鳥取県立中央病院内に不妊専門相談センターを設置し、平成26年7月からは相談体制を見直し、土曜日の相談を月2回行うなど、相談希望者のニーズに対応してきました。

このたび、相談希望者の利便性をさらに向上させるため、県西部に所在する産婦人科医療機関（ミオ・ファティリティ・クリニック）内に不妊専門相談センターを設置しました。

【鳥取県西部不妊専門相談センターの概要】

1. 設置場所

ミオ・ファティリティ・クリニック（米子市車尾南2-1-1）
リプロダクティブユニット 2階 ルーム③

2. 設置日

平成28年4月1日

3. 相談方法・相談日時

電話相談 毎週 月・火・水・金曜日 14時～17時
電話番号 0859-35-5223

面接相談 毎週 木・土曜日 14時～17時
（面談相談は事前に電話またはメールでの予約が必要）

メール相談 24時間受付
メールアドレス seibufuninsoudan@mfc.or.jp
（但し、相談内容によって回答まで時間がかかる場合があります。）

※すべての相談や対応は、祝祭日及び年末年始を除く。

※相談は無料

4. 相談対応の担当者

不妊症看護認定看護師、助産師、不妊カウンセラー、胚培養士等の専門知識を有した者が、様々な相談内容、状況に応じて対応を行う。

参考

平成27年度鳥取県不妊専門相談センター（鳥取県立中央病院内）相談実績（H28.3.11現在）

相談件数 199件

[圏域別内訳]

	件数
東部	154件
中部	13件
西部	4件
県外	6件
不明	22件

[相談方法別内訳]

	件数
電話	42件
メール	61件
面談	96件

相談
無料

鳥取県西部不妊専門相談センター

不妊症相談

一人で悩まないでまずはご相談ください。

不妊専門相談センターとは、不妊や不育にまつわる相談や心の悩み等について相談できる
ところ。センターでは主に専門知識を有する不妊症看護認定看護師が、不妊や不育に
関する様々なご相談に、相談者の意思とプライバシーを尊重しながらきめ細かく対応します。

《相談内容の例》

- ◎子どもがほしいけどなかなか妊娠しない
- ◎検査・治療について知りたい
- ◎不妊治療を行っている医療機関を知りたい
- ◎このままの治療でいいのか、
いつまで続ければいいのか悩んでいる
- ◎不妊治療において夫と意見が合わない、
わかってくれない
- ◎周囲の言葉に傷ついている
- ◎治療後の妊娠・出産・育児が心配
- その他、不育症、二人目不妊、助成金、
妊孕性の温存、養子に関すること等

《相談員》不妊症看護認定看護師、不妊カウンセラー、
助産師、胚培養士などご相談内容により、専門知識を有
する担当者が対応いたします。

☎ 電話相談 👤 面接相談

- ◎電話相談は、下記の曜日・時間はいつでもご相談ください。
- ◎面接相談の場合は事前に電話またはメールでの予約が必要です。

	月	火	水	木	金	土
14時～ 17時	☎	☎	☎	👤	☎	👤

すべての相談や対応は、祝祭日及び年末年始を除く

✉ メール相談 24時間受付

メールアドレス / seibufuninsoudan@mfc.or.jp

◎相談内容により返信にお時間がかかる場合があります。ご了承ください。

ご注意 / PCからのメールの受信拒否設定になっていませんか？
スマートフォンをお使いの方は特にご注意ください。

※メール相談の返信は、パソコンから行いますので、迷惑メール対策設定やドメイン指定受信設定をさ
れていると、返信メールを受信できない場合があります。あらかじめ、設定を解除していただくか、ドメイ
ン指定受信設定で「mfc.or.jp」を追加してください。返信が届かない場合は、電話等でご確認ください。



鳥取県西部不妊専門相談センター

ミオ・フェティリティ・クリニック内 リプロダクティブユニット2F

☎ 0859-35-5223

✉ seibufuninsoudan@mfc.or.jp



児童虐待死亡事案検証報告及び今後の対応について

平成28年4月21日
青少年・家庭課

平成27年5月6日に自宅内において、父が0歳4ヶ月の女兒の胸腹部及び両背部を殴り広範囲に内出血を伴う打撲を負わせ、外傷性ショックにより死亡させた事案について、このたび外部の委員により構成された児童虐待死亡事案検証委員会（鳥取県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童支援部会）から検証の報告がありましたので御報告します。

1 検証により明らかになった課題

(1) 家庭訪問後のフォロー体制

家庭訪問の結果、特に問題のないケースについては、相談がない限り継続的な家庭訪問等
は行われておらず、家庭訪問後、家庭の状況等に変化があっても相談がない限りその状況を
把握することは困難な状況にあり、継続的なフォローは行われていなかった。

(2) リスク要因の発見に関する点

保健師、保育士が各1回家庭訪問を実施しているが、父母ともに本児をかわいがって
おり、特に問題となる兆候は感じられず、家庭訪問時等の面接でも、父母が協力して育
児をしたり、行政機関への拒否なども見られなかったことから、虐待を疑うことが困難
な事案であったと言える。

ただし、若年夫婦による初めての子育てという場合、虐待の有無に注意するだけでな
く、より丁寧に養育支援をしていく必要があることが課題として浮き彫りにされたとも
言える。

(3) 虐待死に至る背景

母子健康手帳交付時、妊婦健診等で出産や子育てについて学ぶ機会のある母親に比
べ、父親は、育児に対する準備をする時間が少なく、育児に関する情報も得にくい現状
がある。

本事案でも、父は、①作ったミルクは全部飲ませないといけないと思いつく、②泣き
止まない時にどうしていいかわからない、③乳児の体のしくみや発達の特徴が理解でき
ていない等、育児に対する知識や養育技術が不十分な面があった。また、就労の不安定
さや人間関係のトラブルなどが、育児により強いストレスを与えていたものと考えられ
る。

2 再発防止に向けた提言

(1) 妊娠期からの切れ目のない支援体制の構築

「子育て世代包括支援センター」のような相談支援拠点の整備と周知を進めるととも
に、母子保健担当と要保護児童対策地域協議会の緊密な連携、民生・児童委員などを交
えた地域での見守り体制が重要である。

(2) 母子保健における虐待リスク意識の向上

母子保健担当職員がリスクの兆候を見逃さない判断力を養えるよう、継続した研修
実施とリスクアセスメントシートの活用を進める必要がある。

(3) 父親の育児へのより丁寧な支援

父親が育児について学ぶ機会や正しい知識を得るための仕組みについて工夫が必要であ
る。中高生のうちから、赤ちゃんと実際にふれ合ったり、異年齢と交流するなど、体験
的事業を実施して、学校の中で学ぶ機会を増やしていく必要がある。

(4) 若年夫婦の子育てに対する社会的支援

育児休業を取得しやすい環境づくりや子育て世代の公営住宅への入居、保育所への入所がしやすい環境の整備が重要である。

(参考) 鳥取県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童支援部会委員名簿

氏名	所属
田中 俊幸	鳥取県民生児童委員協議会理事
田中 佳代子	鳥取県児童福祉入所施設協議会会長
和田 尚子	鳥取県子ども家庭育み協会副会長
福田 眞弓	鳥取県母子生活支援施設協議会副会長
菊池 義人	鳥取大学医学部教授(臨床心理)
杉本 俊正	青少年健全育成協力員
中井 正二	鳥取県医師会(中井こどもクリニック)
駒井 重忠	鳥取県弁護士会
川崎 二三彦	子どもの虹情報研修センター長

3 県としての取組

(1) 「とっとり版ネウボラ」の推進

産前・産後のサポート事業、父親学級の充実などを市町村に働きかける。

(2) 児童虐待未然防止研修会の開催

- ・母子保健担当保健師向け(年3回)
- ・保育士向け研修(圏域毎各1回)など

(3) 父親向けの啓発グッズの配布

赤ちゃんが使用するガーゼに「どうして泣いているのかな？」のメッセージをプリントしたものに、赤ちゃんが泣いたときの対応等、困った時の相談先一覧を同封したものを作成。

直接父親に手渡せるよう、産科退院時に手渡しして配布。

(4) 命の教育パンフレットの活用(高校生向け)

「子ども・子育てについてあなたに知ってほしいこと」を高等学校生徒全員分について各高等学校に配布済みであり、授業における活用を図る。

4 提言内容の周知状況

- 市町村担当課長会議の開催(4/20実施済み)
- 圏域別関係機関連絡会議の開催(各児童相談所ごとに4月～5月に実施予定)

「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」の第三次改訂について

平成28年4月21日

青少年・家庭課

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づいて平成16年12月に全国に先駆けて策定した「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」は、これまで平成20年2月と平成22年12月に2度の改訂を行っていますが、平成27年度をもって第二次改訂版の計画期間が終了することから、引き続きDVの防止及び被害者支援の充実を図るため、関係機関の意見を集約しながら計画の第三次改訂を行いました。

【第三次改訂の概要】

県の支援制度は、ある程度充足してきたところであるが、関係者の意見を踏まえ、DV防止及び被害者支援のより一層の充実を図るための改訂を行った。

主な改訂点	内 容	H28 新規事業
DV被害者の自立支援の充実	・アパートを保証人なしで契約できるよう、保証料を助成 ・自立直後の生活を円滑に行うための自立後の生活必需品の支給及び引越し費用の助成	○
民間シェルターの継続的な運営支援	・シェルター維持のための固定経費（光熱水費の基本料金）の助成	○
デートDV等の未然防止のための教育の推進	・DV予防啓発支援員によるデートDV防止啓発学習の推進 ・デートDVに悩む生徒等の相談対応を行う教員向けの研修を実施	(既定予算 で対応)

○今後の予定

平成28年4月 DV被害者の自立支援施策、民間シェルターへの新規事業の開始

平成28年8月 教員向けのデートDV対応に関する研修会の開催

【参考】

① 関係者からの意見

計画の改訂にあたり、DV被害者の支援団体を訪問するとともに、弁護士や精神科医等で構成する「DV被害者支援計画策定委員会」を開催して各関係機関の意見を聴取した。

(1) 各支援団体の主な意見（全ての支援団体を訪問し、意見聴取）

- ・県の施策はある程度充足されている。
- ・アパート自立をする際に保証人の確保が困難。
- ・DV被害者がシェルターから引越す際、スタッフが何度も往復して対応している。
- ・シェルターを継続して運営していくため、固定経費の助成があるとよい。

(2) DV被害者支援計画策定委員会委員の主な意見

- ・デートDV学習は、実施回数は増えているようであるが、まだ十分とは言えない。
- ・デートDVについて、教員向けの研修があっても良いのではと思う。

②検討経過

- 平成27年 4月 鳥取県DV被害者支援計画策定委員会設置
- 6月 関係機関への取組状況照会（市町村、一時保護委託施設）
- 9月 第1回鳥取県DV被害者支援計画策定委員会
- 9月～10月 各一時保護委託施設への訪問、状況聞き取り
- 11月 関係機関への取組状況照会（高等学校、関係機関連絡会の構成機関）
- 平成28年 1月 第2回鳥取県DV被害者支援計画策定委員会
- 2月 パブリックコメントの実施（2月25日～3月10日）
- 3月 第3回鳥取県DV被害者支援計画策定委員会
- 3月 計画策定、公表

③DV被害者支援計画策定委員会委員

DV被害者一時保護施設、弁護士、児童養護施設、保育所、医療機関、学校、市町村の担当者7名で構成。

